御社の派遣・紹介事業の運営状況を点検いたします。

労働者派遣事業・職業紹介事業

コンプライアンスチェック

労働者派遣事業は、派遣労働という特殊な労働供給形態ですが、派遣元、派遣先において労働者派遣法に則り 適切に手続き、運用が行われていなければなりません。職業紹介事業は職業紹介事業者において、職業安定法に則 り求人情報の提供、手数料について適切に運用が行われていなければなりません。

労働局は、これらの事業が法令に則り適正に実施されているか定期に指導を実施しています。

労働局から行政処分(業務停止命令、改善命令等)や行政指導(是正指導、改善指導等)を受けるリスクを低減するたのコンプライアンスチェックを行います。

メリット①

法改正への対応

3年毎に改正される労働者派遣 法の改正への対応に漏れがない か確認できます。

メリット2

行政処分・行政指導を回避

業務停止命令といった重大な行政処分リスクを低減します。

メリット③

思い込み等を是正

思い込みや誤った理解で事業が 行われていないかヒアリング等 で気づきが得られます。

サービスメニュー

	派遣+紹介	派遣のみ	紹介のみ
書面点検	点検項目① ② ③ ④	点検項目① ③ ④	点検項目② ③ ④
+ ヒアリング	料金 12 万円~	料金 8 万円~	料金 6 万円~

- ※ 点検項目は裏面をご参照ください。
- ※ ご希望がございましたら、点検結果報告会の実施も可能です(料金は別途)。

標準的なスケジュール

N月01日 契約

N月02日点検書類の提出依頼N月05日点検書類のご提出N月05日~12日点検書類のチェック

N月17日 訪問によるコンプライアンス点検(ヒアリング)

N月27日 コンプライアンス調査報告(点検結果報告会)

N月17日(訪問点検日)

9:30 会社概要、派遣・紹介事業概要の聞取り

10:00 書面チェック

12:00 休憩

12:30 書面チェック 15:30 ヒアリング

17:30 口頭によるレビュー

社会保険労務士法人トップアンドコア





【本社】 東京都新宿区西新宿 1-25-1 新宿センタービル 46 階

【名古屋支店】愛知県名古屋市中村区名駅 1-1-1 JP 夘-名古屋 7 階

【福岡支店】 福岡県福岡市博多区住吉 1-2-25 キャナルシティ・ビジネスセンタービル 6 F

TEL: 052-589-8753 TEL: 092-273-0503

TEL: 03-3349-8370

く点検項目>

① 労働者派遣事業の点検項目

取引先における契約書類等の確認(労働者派遣法及び郎等関連法の適合チェック)

- ・基本契約書、個別契約書、就業条件明示書、抵触日通知、派遣通知、派遣元管理台帳、求人管理簿、求職管理簿、 労働契約書、出勤簿、賃金台帳、就業規則(派遣労働者用)
- ② 職業紹介事業の点検項目

備えておくべき管理簿が適正に備え付けられ必要項目が記載されているか等の確認(職業安定法及び労働関連法の適

- ・労働条件明示書、求職申込書、求職管理簿、求人管理簿、手数料管理簿、取扱い職種の範囲のわかるもの、求職者、 求人者に対する手数料の取り決めがわかるもの、苦情の処理に関してわかるもの、個人情報の取扱いに関してわか るもの職業紹介事業報告の控え 他
- ③ 担当者等へのヒアリング

派遣元責任者、派遣事業担当者、職業紹介責任者にヒアリングを行います。

ヒアリング事項 (例)

労働者派遣事業

- ・受注(発注)から納品、請求までの流れの確認
- 派遣労働者の労務管理や指揮系統の実態確認
- ・帳票類の運用や保管ルールの実態確認

職業紹介事業

- ・求職者等利用者に対する公正な扱いの実態確認
- ・求職者等利用者の個人情報取扱いの実態確認
- ・職業紹介責任者の業務の実態確認

④ 報告書の作成、納品

点検終了後10日以内にコンプライアンス点検報告書を作成し点検の結果をお知らせします。

※ コンプライアンス点検報告会を実施することも可能です(料金は別途)。

別紙

派遣コンプライアンスチェックリスト

評価」機について $[\, \cap \,]$ 開題なく運用されている、 $[\, \triangle \,]$ 法令違反ではないが改善の検討要、 $[\, \times \,]$ 法令違反の状態であり足正が必要、 $[\, - \,]$ 提出がないため審査ができない

実施日:2021年 N月 17日 事業所名:

実施者:社会保険労務士法人トップアンドコア

	L M		181	124	BG	180	1
	チェック項目						
ΓIF	可証、個人情報適正管理規定」	評価					
1	所定の場所に掲示されている。						
「労	動者派遣契約」	評価					
1	派遣契約の締結にあたって、派遣法及び施行規則に定められたすべての事項 が、もれなく定められ、かつ、書面に記載されている						
2	減適契約の締結にあたって、就業日や時間、休日等がシフト表や派通先カ レンダーを参照しなければ明らかにならない場合には、それらの資料を確認 している						
2	派遣契約の締結に当たって、必ず事業所単位の抵触日通知を受けている						

派遣事業・職業紹介事業コンプライアンス調査報告書

I 職業紹介・派遣事業コンプライアンス調査の概要

1 訪問・調査概要

- (1) 日時 ······· 令和3年N月17日(月)9:30~18:00
- (2) 場所 …… 御社会議室
- (4) 調査担当 …… 社会保険労務士法人トップアンドコア福岡支店 社会保険労務士
- 調查概要 (5)
 - ① 書面調査 (職業紹介・派遣事業関係書類等)
 - ② 職業紹介・派遣事業関係法令等に関するご質問 (ヒアリング) 調査書類
- (6)
 - ① 派遣事業
 - ② 職業紹介事業

調査報告書の作成

派遣・職業紹介コンプライアンスチェックリストで、現行職業紹介・派遣事業関 係法令等により関係書類やその運用について書面の調査、ヒアリングによりコン ブライアンス調査を実施し、調査報告書を作成。

(2) 評価区分

派遣・職業紹介コンプライアンスチェックリストの評価区分は次のとおりです。

適法性	符号	
是正事項	×	法令に違反しており是正が必要な事項
改善事項	Δ	法令違反ではないが、法・制度の主旨から改善が必要と 思われる事項
適法	0	適法に運用されている

Ⅱ 派遣・職業紹介コンプライアンスチェックリスト

別紙、派遣・職業紹介コンプライアンスチェックリストにより、派遣・職業紹介関係法 令等に関わる適法性をチェックし、前記の評価区分により評価しました。

- Ⅲ 調查所見
- 調査総括
- (1) 派遣事業
- (2) 職業紹介事業
- 2 個別事項
- (1) 派遣事業
- (2) 職業紹介事業

職業紹介コンプライアンスチェックリ

	C w	1		安	定	法	関	連	1	
	チェック項目									
	i可証、業務運営規定、個人情報適正管理規定、手数料表、返戻金制度に関す 項を記載した書面」	評値	ň							
1	所定の場所に掲示されている。									
返原	金制度	評価	ň							
1	返灰金制度に関する定めがある。									
Γış	人の申し入みに関すること」※求人管理簿の備考機等を確認	394	ň							
1	職業給介等業者は実職者等利用者に対して、差別的な取扱(例えば、実職者の管 詳に対して年齢制限を設けたり、性別によって登録するごとを拒んだり等)をし ていない。									
			1							